

## イエシュアによる律法の解釈 (4)

【聖書箇所】 マタイの福音書 5章 38~42節

### ベレーシート

● 「やられたら、やり返す」、つまり報復、仕返し、復讐はだれでも身に覚えがあるはず。これは幼児期の兄弟・姉妹にも見られることです。悪さや意地悪、危害を加えられたとき、即座に反射的に仕返しする。ときにはそれ以上のことをすることもしばしばです。これは人間の罪から来る本能的防衛反応なのかもしれません。



● 人によっては、相手の仕打ちを不当と思いながらも、表立ってはやり返せない場合、いつもそのことを忘れず、執着します。これを日本では「恨み(うらみ)」と言っていますが、この恨みは必ずいつか仕返す機会を淡々と狙っているのです。日本のおばけ(ホラー)映画では必ずと言っていいほど、「うらめしや」と言って出てきます。それは、生きている間に、不当な仕打ちに対する仕返しや報復を果たせなかったうらみです。年末恒例の映画放映となっている「忠臣蔵」は、赤穂浪士の四十七士たちが主君(浅野内匠頭たくみのかみ)に代わってうらみを晴らすために吉良上野介きらこうずけのまけ 邸に討ち入りするという話です。

● 「おばけ映画」「忠臣蔵」に見られる「怨み(うらみ)の感情」は日本人特有のものと言われていますが、人間ならば、だれであっても不当な仕打ちに対する仕返しの感情は共通しているように思います。今回のイエシュアの律法の解釈の第四のタブレットはまさに「報復」(仕返し)に関するものです。まずは、聖書のテキストを読んでみましょう。

【新改訳改訂第3版】 マタイの福音書 5章 38~42節

38 『目には目で、歯には歯で』と言われたのを、あなたがたは聞いています。

39 しかし、わたしはあなたがたに言います。悪い者に手向かってはいけません。

あなたの右の頬を打つような者には、左の頬も向けなさい。

40 あなたを告訴して下着を取ろうとする者には、上着もやりなさい。

41 あなたに一ミリオン行けと強いるような者とは、いっしょに二ミリオン行きなさい。

42 求める者には与え、借りようとする者は断らないようにしなさい。

### 1. 報復公平の法(同態復讐法)

● イエシュアが言われた『目には目で、歯には歯で』と言われたのを、あなたがたは聞いています。』と

というのは、「報復公平の法」、あるいは「同態復讐法」と言われるものです。多くの方がこの法を「殴られたら、殴り返しても良い」という意味で理解しているかもしれませんが。しかしそれは誤解です。この法は、不当な復讐から人々を守るために制定されている法なのです。すでに紀元前 2,200 年代のバビロニア時代のハムラビ法典の中に記されていると言われていました。旧約聖書のモーセの律法(トーラー)の中にもこの法が以下の意味として取り上げられています。

① 出エジプト記 21 章 22～25 節

危害を加えた者が、手前勝手な自分に都合の良い弁償ではなく、被害に応じた罰金、あるいは公平な傷害を受けなければならない。

② レビ記 24 章 19～20 節

ユダヤ人も異邦人も区別がないこと。人種的偏見から刑が左右されてはならない。

③ 申命記 19 章 21 節

逆に同胞の犯罪者に対して、刑を軽くしてはならない。

●「目には目、歯には歯」という報復公平の法は、相手に危害や損害を与えた場合、同胞であろうと在留異国人であろうと、男でも女でも正しく損害賠償することが命じられているのです。これは社会秩序を守るためであり、あらゆる不当な復讐から人々を守るためであったのです。しかも、これは正式に裁判によって公正な判決にゆだねさせるものでした。したがって、「目には目、歯には歯」の意味は「殴られたら、殴り返せ」という意味には決してならないということです。非常にすぐれた法律であったと言えるのです。ところが、イエシュアが来られた時代、律法学者やパリサイ人たちは、この「目には目、歯には歯」を個人的な恨みに対して報復できるかのように教えていたのです。

●古代社会においては、復讐が美德とされていた時代があったようです。復讐と流血が徹底的であればあるほど誇りとされていたのです。その一つの例が「レメクの歌」として創世記 4 章に記されています。

【新改訳改訂第 3 版】創世記 4 章 23～24 節

23 さて、レメクはその妻たちに言った。

「アダとツィラよ。私の声を聞け。レメクの妻たちよ。私の言うことに耳を傾けよ。

私の受けた傷のためには、ひとりの人を、私の受けた打ち傷のためには、ひとりの若者を殺した。

24 カインに七倍の復讐があれば、レメクには七十七倍。」

●「私の受けた傷のためには、ひとりの人を、私の受けた打ち傷のためには、ひとりの若者を殺した。カインに七倍の復讐があれば、レメクには七十七倍」と豪語するこの歌には、レメクの他者支配本能と自己防衛本能がむき出しにされています。しかも、無制限の復讐が称賛されたからです。これが神から離反した人間の姿と言っても過言ではありません。つまり、強い者が支配するという「弱肉強食」の社会です。ちなみに、「オレのものはオレのもの。オマエのものもオレのもの」という価値観は、力によって他者(他国)を支配し侵略していくニムロデの精神です。彼はハムの子孫です。地上で最初の権力者となった「ニムロデ」(נִמְרוֹד)の語源は、ヘブル語の「マーラド」(מָרַד)に由来し、「神に反逆する」という意味を持って

います。そもそもバビロンの主神「メロダク」(מְרֹדַךְ)の語幹も同じです。

●話を戻しますが、「オレのものはオレのもの。オマエのものはオマエのもの」というのが、今日の民主主義の基幹です。つまり、民主主義は基本的に他人の権利を守り、自己の権利を守ろうとする精神です。ただし、これが適用されるためには一つの条件が必要です。その条件とは客観的な公平さが求められるということです。ところが人間の個人の利害感是人によって異なります。正確に公平というのは現実的にはあり得ないのです。たとえば、子どもの喧嘩を見れば分かります。一方が片方をたたくとします。するとすぐにたたかれた方は仕返しとしてたたきます。すると先にたたいた方が「そんなに強くたたかなかった」と言ってもう一度たたき返します。公平な線をどこで引くかが難しいのです。「目には目、歯には歯」という公平報復の法とは言っても人間は感情的な存在でもあるので、その公平感がどこまでも異なるのです。神ならば絶対に公平に正確に判断できますが、人間には無理なのです。ですから、争いが絶えないのです。「目には目、歯には歯」という公平報復の法に対して、対立命題を突き付けたのがイエシュアでした。イエシュアの対立命題は、「報復公平の法」よりも、より高い立場に立つことによってこの問題に究極的な解決を与えようとするものでした。それが、以下に述べる「悪い者に手向かってはいけません。」(39~42節)なのです。

## 2. イエシュアの対立命題—「悪い者に手向かってはいけません。」

●「報復公平の法」—それは制限つきの報復を意味していましたが、その対立命題としてイエシュアは、39節で「悪い者に手向かってはいけません。」と教えたのです。この教えは、悪には屈服せよとか、暴行を働く者、あるいは戦場で敵と対峙するときに適用すべきことではなく、兄弟同士の関係の基本原則、隣人とのかかわりにおいていかに折りあっていくかを教えたものです。不当な仕打ちをした隣人に対して、張り合ったり、争ったり、競ったりすることなく、ましてや仕返しするようなことを控えるべきだと教えているのです。隣人から不当なことをされた場合、「仕返ししたい」というのが私たち人間の自然な反応ですが、隣人や兄弟姉妹の行動について正しくさばかれるのは、私たちではなく、神だと認めることです。

●ここで問題とされていることは、イエシュアの弟子たちが、自分に対してなされた個人的なことに対してどのように反応すべきか、ということです。この世の人々に対して教えられた教えではありません。イエシュアが教えた教えは、イエシュアに従う弟子たちに対するものであったことを忘れてはなりません。基本的な反応として、イエシュアが教えたのは「**悪い者に手向かってはならない**」というものでした。「手向かう」という言葉はマタイの福音書ではこの箇所には使われていません。その意味は「反抗すること」「応戦すること」「報復すること」を意味します。それが否定されています。たとえ、当然の権利として主張できる状況において、その権利を行使しない「柔和さ」を意味します。このような教えがこの世の人々に歓迎されるはずがありません。しかしイエシュアはこの教えを明確にするために、さらなる四つの小タブレットを用いて話されたのです。その四つの小タブレットとは以下のものです。

- (1) 「あなたの右の頬を打つような者には、左の頬も向けなさい。」(39 節)
- (2) 「あなたを告訴して下着を取ろうとする者には、上着もやりなさい。」(40 節)
- (3) 「あなたに 1 ミリオン行けと強いるような者とは、いっしょに 2 ミリオン行きなさい。」(41 節)
- (4) 「求める者には与え、借りようとする者は断らないようにしなさい。」(42 節)

●以下、イエシュアが語った四つの小タブレットについて説明していきます。これらは敵意のある隣人に対して、あるいは怒りをもった隣人に対していかに反応すべきかの例証なのです。そしてそこにあるのは、報復や復讐を求めることではなく、あくまでも、隣人の敵意や怒りを静める知恵だということなのです。興味深いことに、39 節後半から 42 節まで、ギリシア語原文によれば、すべて 2 人称単数の文「あなたは～しなさい。」となっています。つまり、一般的な問題ではなく、きわめて個人的な問題の対処法なのです。



### (1) 「あなたの右の頬を打つような者には、左の頬も向けなさい。」(39 節)

●「あなたの右の頬を打つような者」とは、「あなたを侮辱して平手で打つ者のこと」です。なぜ「右の頬」なのでしょう。それは右利きの人が相手を平手で打つ場合、相手の右の頬を打つためには、手の平ではなく、手の甲で打つこととなります。それはユダヤの社会では最大の侮辱を意味したのです。「あなたの右の頬を打つような者には、左の頬も向けなさい」という言葉を字義通りに実行したとすれば滑稽です。これは誇張的比喻です。

●哀歌 3 章 30 節に「自分を打つ者に頬を与え、十分そしりを受けよ。」とあります。ユダの民はエレミヤの預言を無視した結果、エルサレム陥落と亡国、そしてバビロン捕囚という憂き目を経験しました。それがどんなに悲惨な出来事であったかを記しているのが「哀歌」です。その哀歌の中の 1 節に「自分を打つ者に頬を与え、十分そしりを受けよ。」とあるのです。そして、それに続いて「主は、いつまでも見放してはおられない。たとえ悩みを受けても、主は、その豊かな恵みによって、あわれんでくださる。」と約束しています。これはバビロンの捕囚となった人々(3 人称単数)に向かって語られた約束です。「十分にそしりを受けよ」とは、まさに「左の頬も向けなさい」というイエシュアのことばとつながります。

●このように、御国の民はたとえどんなそしりを受けたとしても、侮辱を受けたとしても、主は決して自分たちを見放すことなく、その豊かな恵みによってあわれんでくださるということ信じなければなりません。「主はまことにいつくしみ深い」方であることを信じることができなければ、左の頬を向けることはできないのです。エレミヤが預言したように、「十分そしりを受ける」という災いは、ご自身の民に平安を与えようとする神のご計画に内包されているものであって、やがてそれを通して彼らに将来と平安を与えるものであることを語っていたのです(エレミヤ 29:11)。

●イエシュア自身のみならず(マタイ 26:67)、旧約の預言者も、正しい神からのことばを語ったにもかかわらず、頬をなぐられるという侮辱を受けています(Ⅰ列王 22:24/Ⅱ歴代誌 18:23の預言者「ミカヤ」)。

## (2) 「あなたを告訴して下着を取ろうとする者には、上着もやりなさい。」(40節)

●第二の小タブレットは、訴訟で理不尽な要求(賠償)を突きつけられた場合です。人から告訴され、思いもしない訴訟に巻き込まれた場合、御国の民である者はどうすべきでしょうか。「上着」(「サルマー」שָׂמְרָה)とは「長衣」のことで、申命記によれば、訴えられた者が生きていく上で必要な「長衣」まで担保として取り上げられることを禁じています(申命記 24:12~13)。なぜなら、それを取り上げられると、寒さで凍えて死んでしまうからでした。そんな長服をなぜやりなさいとイエシュアは言われたのでしょうか。詩篇 37篇の最後の節に次のように記されています。

【新改訳改訂第3版】詩篇 37 篇 39~40 節

39 正しい者の救いは、【主】から来る。苦難のときの彼らのとりでは主である。

40 【主】は彼らを助け、彼らを解き放たれる。主は、悪者どもから彼らを解き放ち、彼らを救われる。

彼らが主に身を避けるからだ。

## (3) 「あなたに 1 ミリオン行けと強いるような者とは、いっしょに 2 ミリオン行きなさい。」(41節)

●第三の小タブレットは、不当な仕事を強制的にさせられる場合です。1 ミリオンとはローマ式の距離の単位で、約 1.5km です。強制的な労働を課せられた場合は、それに異議を唱えたり、抗議したりすることなく、要求された倍のことをせよという意味が、「いっしょに 2 ミリオン行きなさい」ということです。ここで「強いる」と訳されたギリシア語の「アンガレウオー」(ἀγγαρεύω)は、クレネ人シモンがイエシュアの十字架を担ぐように命令された箇所に使われています(マタイ 27:32)。ここでは「強制的に~させた」という意味で使われています。

●クレネ人シモンの一連の行為はローマの兵士によって強制されたものです。クレネ人シモンは「見つけられ(εὐρίσχω)」、「むりやりに(ἀγγαρεύω)」、イエシュアの十字架を「背負わされ(αἰρω)」(マタイ 27:32)たのです。しかも彼は、イエシュアのうしろについて行っています。イエシュアは弟子たちに言われました。「だれでもわたしについて来たいと思うなら、自分を捨て、自分の十字架を負い、そしてわたしについて来なさい。」(マタイ 16:24)と。強制的であったとしても、あるいは、自発的であったとしても、イエシュアの後について行く者は、やがて主から二倍の祝福を受けるのです(イザヤ 61:7 参照)。

## (4) 「求める者には与え、借りようとする者は断らないようにしなさい。」(42節)

●最後の第四の小タブレットは、借用を求める者に対してです。42節は同義的パラレリズムになっています。つまり、「求める」ことと「借りること」が同義だということです。ヘブル語では「求める」という意

味の「シャーアル」(שָׂאֵל)の中に、「借りる」という意味が含まれています。たとえば、自分に意地悪をした人が何かを借りようとして求めた場合、仕返しとしてそれを断ってはならないということなのです。これも「悪い者に手向かってはなりません」というイエシュアの解釈の例証になっています。つまり、ここでの「求める者」とは、「借りようとする者」のことなのです。私たちが持っているものを、それを求める者にはだれにでも譲渡しなさいということではありません。あなたに不当な仕打ちをした者が借用を求めてきた場合に断ってはならないということです。

●神の律法では、利息をとって金銭を貸すことを禁じています。さらに七年経てば負債も免除するように定められています。この戒めは人の貪欲さを制するためのものです。七年で負債が免除になるならば、貸すことを渋ることが予想されます。また、借りる方もそのことを利用して返そうとしないことも予想されます。ですから、貸し渋る者たちが多くいたというのが現実のようです。ましてや、自分に意地悪した者に対しては、この時とばかりと貸付を拒絶することで報復することは十分に考えられることでした。しかしイエシュアは、「(借りることを)求める者には与え、借りようとする者を断ってはならない」と語ったのです。自分に好意的でない者に対して、御国の民としていかに反応すべきかが問われているのです。

●使徒パウロはエペソでの宣教活動において、「受けるよりも与える方が幸いです」ということをイエシュアのことばとして語っています。実際、そのことばをイエシュアが語ったとする箇所は聖書にはありませんが、イエシュアの生き方そのものが、その精神にあふれていたのです。御国に生きる主の弟子たちは、イエシュアに倣う者でなければなりません。自分の当然の権利にのみ執着した生き方であってはならないのです。

●使徒パウロはイエシュアの中に御国の恵みを見出しました。それは「聖徒たちをささえる交わりの恵み」です。パウロがエペソの教会の長老たちへの訣別説教の中で次のようなことばを語ったことを心に留めたいと思います。ここには、御国の民の生きる模範が記されています。

【新改訳改訂第3版】使徒の働き 20章 33～35節

33 私は、人の金銀や衣服をむさぼったことはありません。

34 あなたがた自身が知っているとおりに、この両手は、私の必要のためにも、私とともにいる人たちのためにも、働いて来ました。

35 このように労苦して弱い者を助けなければならないこと、また、主イエスご自身が、『受けるよりも与えるほうが幸いです』と言われたみことばを思い出すべきことを、私は、万事につけ、あなたがたに示して来たのです。

●イエシュアによって御国の民とされた私たちは、イエシュアやパウロの歩みに倣う者でありたいと願います。

2017.6.25